

平成27年度 第1回

大阪府都市計画審議会 会議録

日 時：平成27年7月29日（水）

午前10時～午前11時25分

場 所：大阪府中央区大手前三丁目1番43号

ホテルプリムローズ大阪2階 鳳凰の間

議 題

【審議案件】

議第392号「北部大阪都市計画風致地区の変更」について

議第393号「大阪都市計画緑地の変更」について

【報告案件】

大阪府における都市計画のあり方について

都市計画区域マスタープランの改定について

平成27年度 第1回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験者 あ 経 験 の 者	小林 潔 司	京都大学大学院教授	出	会長
2		矢守 克 也	京都大学教授	欠	会長代理
3		児島 亜 紀子	大阪府立大学教授	欠	
4		近藤 明	大阪大学大学院教授	出	
5		嘉名 光 市	大阪市立大学大学院准教授	出	
6		乾 恵 美子	大阪商工会議所女性会常任委員	欠	
7		滋野 由 紀子	大阪市立大学大学院教授	出	
8		赤津 加 奈美	弁護士	出	
9		中谷 清	大阪府農業会議会長	欠	
10		加我 宏 之	大阪府立大学大学院准教授	出	
11		塚口 博 司	立命館大学教授	欠	
12	関係行政機関 の 職 員	村上 堅 治	近畿農政局長	出	代理:農村振興課長 阪口 正博
13		関 総 一 郎	近畿経済産業局長	欠	
14		森 昌 文	近畿地方整備局長	出	代理:環境調整官 小山下 英文
15		土屋 知 省	近畿運輸局長	出	代理:計画調整官 足立 高広
16		樋口 真 人	大阪府警察本部長	欠	
17	府 議 会 議 員	中川 隆 弘	府議会議員(維新)	出	
18		松本 利 明	府議会議員(維新)	出	
19		橋本 和 昌	府議会議員(維新)	出	
20		宮本 一 孝	府議会議員(維新)	出	
21		杉村 太 平	府議会議員(自民)	出	
22		原 田 亮	府議会議員(自民)	出	
23		大橋 章 夫	府議会議員(公明)	出	
24		中野 剛	府議会議員(公明)	出	
25	市町村の長を 代表する者	田中 誠 太	大阪府市長会会長	欠	
26		松本 昌 親	大阪府町村長会会長	出	
27	市町村議会の 議長を代表 する者	前波 艶 子	大阪府市議会議長会会長	出	
28		井上 昭 司	大阪府町村議長会会長	出	
29	大阪市長及び 大阪市会議長	橋下 徹	大阪市長	出	代理:都市計画局長 川田 均
30		東 貴 之	大阪市会議長	出	

※ 委員30名中22名出席

平成27年度 第1回大阪府都市計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	吉村 庄平	欠	
2	都市整備部技監	井出 仁雄	出	
3	都市整備部次長	神谷 雅之	欠	
4	都市整備総務課長	芳本 竜一	欠	
5	事業管理室長	青木 誠	※	臨時幹事:事業企画課長 鳥牧 昭夫
6	都市計画室長	柴崎 啓二	出	
7	計画推進課長	池田 一郎	出	臨時幹事:計画推進課参事 高階 宏 臨時幹事:計画推進課参事 上溝 憲郎
8	交通道路室長	浦田 隆司	※	臨時幹事:道路整備課参事 尾花 英次郎
9	河川室長	山田 順一	※	臨時幹事:河川整備課課長補佐 川上 卓
10	下水道室長	長谷川 明巧	出	
11	港湾局長	井上 博睦	※	臨時幹事:計画調整課課長補佐 高平 一哉
12	住宅まちづくり部長	堤 勇二	欠	
13	住宅まちづくり部技監	山下 久佳	欠	
14	住宅まちづくり部理事	芝池 利尚	出	
15	住宅まちづくり部次長	西田 昌弘	欠	
16	住宅まちづくり総務課長	明見 政治	欠	
17	都市居住課長	三崎 信顕	欠	
18	建築指導室長	澤田 範夫	出	
19	住宅経営室長	松田 浩三	欠	
20	危機管理室長	森岡 武一	出	
21	企画室長	榮野 正夫	※	臨時幹事:企画室計画課課長補佐 木村 克郎
22	市町村課長	土屋 俊平	※	臨時幹事:市町村課主事 小林 元規
23	福祉総務課長	森田 正典	欠	
24	健康医療総務課長	宮口 智明	欠	
25	環境衛生課長	山形 三津留	欠	
26	商工労働総務課長	棗 一彦	欠	
27	みどり推進室長	勝又 章	※	臨時幹事:みどり推進室森づくり課参事 山本 達也
28	循環型社会推進室長	磯田 浩	出	
29	環境管理室長	谷口 靖彦	欠	
30	農政室長	南部 和人	※	臨時幹事:農政室整備課主査 中谷 亮治
31	教育総務企画課長	水守 勝裕	※	臨時幹事:教育総務企画課副主査 岩倉 涼子
32	施設財務課長	福本 芳次	※	臨時幹事:施設財務課課長補佐 赤坂 弘二
33	文化財保護課長	荒井 大作	※	臨時幹事:文化財保護課専門員 柘本 哲
34	府警本部交通規制課長	横山 晃司	欠	

平成27年度 第1回大阪府都市計画審議会臨時幹事名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	豊中市都市計画推進部長	半田 政明	議第392号 議第393号	出
2	吹田市都市整備部都市整備室主幹	清水 桐郎	議第392号 議第393号	出
	吹田市都市整備部都市整備室主査	天野 優子		出

目 次

1 開会.....	1
2 議第392号「北部大阪都市計画風致地区の変更」について、 議第393号「大阪都市計画緑地の変更」について.....	4
3 「大阪府における都市計画のあり方」について	7
4 都市計画区域マスタープランの改定について.....	18

1 開会

(午前 10 時開会)

【司 会】 皆様おはようございます。誠に恐れ入りますが、審議会の開催にあたりまして、事務局からご協力を賜りたいことがございます。

まず、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードに設定していただきますようお願いいたします。また、この会場は禁煙となっておりますので、喫煙はご遠慮願います。

会議を傍聴される皆様におかれましては、先にお配りしております傍聴要領をお守りいただき、審議会開会中はご静粛にさせていただきますようお願いいたします。

なお、本日は「クールビズ啓発運動」の一環として、幹事をはじめ事務局の服装は軽装とさせていただきますのでご了承願います。

それでは定刻となりましたので、ただ今から、平成 27 年度第 1 回大阪府都市審議会を開催いたします。私は本日の司会を務めます計画推進課の岡村と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日の審議会でございますが、現委員 30 名の方々のうち遅れてお見えになるというご連絡を賜った委員も含め 22 名の方のご出席をいただいておりますので、大阪府都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により本審議会の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。なお本審議会は公開で行いますのでよろしくお願い申し上げます。それでは審議会の開会にあたり都市整備部技監の井出からご挨拶申し上げます。

【幹事 井出技監】 都市整備部技監を拝命致しました井出でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。それでは、平成 27 年度第 1 回大阪府都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また非常にお暑い中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また日ごろから都市計画をはじめ、都市整備行政の推進に格別のご協力、ご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、わが国が本格的な人口減少社会、超高齢化社会を迎える中、都市計画、都市づくりは大きな転換期を迎えております。国におきましては「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」という都市づくりの方向性を示され市町村による立地適正化計画の策定を促すなど戦略的に都市づくりを推進する仕組みが整いつつあります。大阪府といたしましても、東西二極の一極を担い日本の成長を牽引するためには、内外から多くの人々が集まる魅力を備え、府民が安全・安心に暮らせる都市空間を形成するなど、大阪・関西の強みを生かしつつ、成長に向けた都市力の強化が重要であると考えております。そのためにもまちづくりの基本となる都市計画の果たす役割をしっかりと認識し、府内市町村をはじめ、関係者の皆様のご協力を賜りながら、着実に都市整備行政の推進に努めて参ります。

本日は、「北部大阪都市計画風致地区の変更」など 2 件についてご審議をいただきますとともに、昨年度より常務委員会でご議論いただいている「大阪府における都市計画

のあり方」についてもご報告させていただくこととなっております。委員の皆様方には、闊達なご議論を賜りますようお願い申し上げまして簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司 会】 では、続きまして、前回の審議会開催以降、新たに当審議会委員にご就任いただいた方が多数おられますので、本日ご本人に出席いただいております新委員の皆様をご紹介させていただきます。はじめに、今年度ご就任いただきました大阪府議会議員の委員の方々を再任の委員も含めご紹介いたします。中川委員でございます。

【中川 委員】 よろしく申し上げます。

【司 会】 松本委員でございます。

【松本 委員】 よろしく申し上げます。

【司 会】 橋本委員でございます。

【橋本 委員】 よろしく申し上げます。

【司 会】 宮本委員は遅れてお見えになるとの連絡を頂戴しております。杉本委員でございます。

【杉本 委員】 はい、杉本です。よろしくお願いいたします。

【司 会】 原田委員でございます。

【原田 委員】 はい、よろしく申し上げます。

【司 会】 大橋委員でございます。

【大橋 委員】 よろしく申し上げます。

【司 会】 中野委員でございます。

【中野 委員】 よろしく申し上げます。

【司 会】 続きまして、大阪府市議会議長会会長の前波委員でございます。

【前波 委員】 よろしく申し上げます。

【司 会】 大阪府町村議長会会長の井上委員でございます。

【井上 委員】 よろしく願いいたします。

【司 会】 大阪市会議長の東委員でございます。

【東 委員】 東でございます。

【司 会】 ご紹介は以上でございます。それでは、委員の皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきたいと思っております。お手元の配布資料一覧をご覧ください。

- ① 配布資料一覧及び委員配席表、両面コピーの資料でございます。
- ② 大阪府都市計画審議会条例及び規則。
- ③ 議題及び付議案件一覧、委員幹事名簿のホッチキス止めの資料。
- ④ 資料 1、審議会議案書。
- ⑤ 資料 2、審議会資料。
- ⑥ 参考資料 1、「都市計画公園・緑地（府営公園）見直し基本方針」（概要）。
- ⑦ 参考資料 2、大阪府における都市計画のあり方（概要）。
- ⑧ 参考資料 3、大阪府における都市計画のあり方（答申素案）。
- ⑨ 参考資料 4、「大阪府における都市計画のあり方」資料集。
- ⑩ 参考資料 5、平成 26 年度第 1 回大阪府都市計画審議会「大阪府における都市計画のあり方」（諮問）。
- ⑪ 参考資料 6、都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）の改定について
- ⑫ 参考資料 7、第 7 回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針（概要）。

以上資料は 12 点ございます。なお、議案説明時のパワーポイントの表示画面を議案ごとにとまとめた補助資料も委員の皆様のお手元に配布させていただいております。漏れている資料等はございませんでしょうか。それでは大阪府都市計画審議会条例第 5 条第 1 項において、会長が議長になると定められており、小林会長に議事進行をお願いしたいと思います。小林会長、よろしく願いいたします。

【小林 会長】 はい、おはようございます。本審議会の会長を務めております小林でございます。よろしく願いいたします。委員の皆様には本日はお忙しいところご出席賜り厚く御礼を申し上げます。ただ今から、平成 27 年度第 1 回大阪府都市計画審議会の議事に入ります。今回ご審議をいただきます案件は、予め皆様方のお手元にお届けいたしました議案書のとおり、「北部大阪都市計画風致地区の変更」を含みます 2 議案でございます。最初にご審議いただきますのは、議第 392 号でございますが、次の議第 393 号と相互に関連がございますので、一括してその内容について説明していただき、併せ

を一括して審議させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

2 議第392号「北部大阪都市計画風致地区の変更」について、 議第393号「大阪都市計画緑地の変更」について

【幹事 池田計画推進課長】 幹事を務めております大阪府都市計画室計画推進課長の池田でございます。議案の説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議第 392 号「北部大阪都市計画風致地区の変更」及び議第 393 号「大阪都市計画緑地の変更」につきましては相互に関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

まず議案の説明に先立ちまして、「都市計画公園・緑地見直しの基本方針」につきまして、概要を説明させていただきます。お手元の参考資料「都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針」概要版資料もあわせてご覧ください。都市計画公園・緑地の見直しにつきましては、大阪府都市計画審議会常務委員会でご検討頂き、パブリックコメントで府民の皆様からのご意見も伺い、平成 24 年 3 月に策定いたしました「都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針」に基づき実施しているところでございます。

この方針では、府営公園 19 公園のうち、民有地に都市計画法による建築制限がかかっております 11 公園の未開設区域を見直しの対象としておりまして、現在までに、枚岡公園、石川河川公園、二色の浜公園の 3 公園におきまして、合計約 3.2ha の一部区域を廃止したところでございます。

見直しの背景といたしまして、府域における 1 人当たりの公園緑地面積が少なく、府民の約 8 割が都市部のみどりが少ないと感じている中で、人口減少、少子高齢化や自治体の財政状況の悪化、また長期未着手の都市計画の見直しを重視する国の動向など社会経済情勢がこれまでとは大きく変化しつつあります。一方で南海・東南海地震など災害リスクの高まり、ヒートアイランド現象などによる都市環境の悪化などへの早急な対応も求められております。

このような中、今後、都市計画公園・緑地では建築制限の長期化への対応、またこれまで以上に事業に対する説明責任を果たす必要性が高まっており、また一方で災害リスクへの対応、みどりを早期に確保していく必要があることなどの課題にも直面しているところでございます。その上で基本方針では都市づくりにおいて、「みどり」の施策を重要視し、「みどり」の充実を一層しっかりと行っていける現実性のある施策を展開するために、都市計画公園・緑地だけではなく、街路樹や河川空間などを活用した施設緑地、また風致地区などの地域制緑地を一体的・総合的に評価し、都市計画公園・緑地の見直しを行うこととしております。

具体的な評価の手順といたしましては、基本方針に基づくフローによりまして、公園緑地の見直し対象区域ごとに評価を行うこととしております。まず公園緑地としての必要性についてですが、防災、環境、景観に資する「存在効果」、スポーツ、レクリエーションに資する「利用効果」、商業、観光、教育、文化などに資する「媒体効果」の三つの効果を基本に、都市計画上の確認としてマスタープランや緑の基本計画などの上位

計画への影響や関連する都市計画との整合などを評価することとしております。この評価により、公園緑地としての必要性が高い場合は、次に公園緑地機能の代替性の評価を行います。一定の担保性のある地域制緑地などによるみどりの機能の代替性がない場合は、都市計画公園・緑地として存続とし、公園緑地として整備する必要があるため、実現性を評価いたします。実現性が高いものについては「整備」、実現性が低いものについては「整備保留」とし、社会経済情勢に合わせ、概ね 10 年毎の見直しの中で再検証することとしております。また公園緑地としての必要性が高いが、代替性の評価において、公園緑地機能の代替性があると評価された場合は「廃止」とし、その機能の担保性を確保して参ります。公園緑地としての必要性も低いと評価された場合は、都市計画を廃止とし、廃止後の土地利用に対する配慮の必要性の検討を行うこととしております。以上が「都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針」の概要でございます。

それでは、まず初めに、議第 393 号「大阪都市計画緑地の変更」からご説明申し上げます。議案書 5 ページから 7 ページ、資料の 5 ページから 7 ページをご覧ください。大阪都市計画緑地第 2 号服部緑地は、北部大阪都市計画区域の豊中市及び吹田市に位置しております。昭和 16 年に都市計画決定し、現在、計画決定面積約 141ha のうち約 126.3ha が開設されております。北部大阪地域における大規模な緑地として、年間約 600 万人の府民の方々に親しまれており、広場や児童遊戯場などのレクリエーション施設、陸上競技場やプールなどの運動施設、都市緑化植物園や野外音楽堂などの教養・文化施設も備えた広域公園となっております。またご覧のように、天竺川と高川の堤防沿いの区域が細長く、服部緑地本体につながる緑道的空間として都市計画決定されております。今回、未開設区域のうち、A から F の 6 地区について一部区域の廃止を行うものであります。

それでは、各対象地区の見直し内容につきまして、順にご説明申し上げます。まず A 地区は、服部霊園東側に位置し、服部緑地の第 1 駐車場に隣接する図の黄色で示しました区域で、現況は畑などとなっております。この区域につきまして、先に説明させていただきました「府営公園の見直し基本方針」に基づき評価を行いました。本地区は、当初計画では駐車場拡張区域としての整備を予定しておりましたが、現在、緑地全体で 5 ヶ所の常設駐車場が整備され、また夏季や大型連休などの来場者が多い時期には、開設区域内において臨時駐車場を 2 ヶ所供用していることから、駐車場がすでに開設している区域で充足しておりまして、「みどりの効果」全体としての必要性は低いと判断いたしました。このため本地区につきましては、当初計画していた機能の必要性が低いと評価しました。以上の評価結果を含め、境界線を整理し本地区の都市計画を廃止するものです。

次に、B 地区、C 地区、D 地区について説明させていただきます。B 地区は、豊中市長興寺南の天竺川右岸にあります図の黄色で示しました区域です。C 地区は、豊中市服部本町及び北条町の天竺川の両岸にあります図の黄色で示しました区域です。D 地区は、豊中市小曾根の高川右岸部にあります図の黄色で示しました区域です。いずれも、現況は墓地となっております。これらにつきましても、同様に評価を行いました。本地区は

天竺川及び高川沿いにありまして、緑地本体との一体的な景観を補完している区域であり、緑地としての景観機能面での存在効果があるため、必要性は高いと判断いたしました。次に代替性について評価したところ、墓地であることから、今後も土地利用転換の可能性は低く、公園として必要な景観機能は、墓地により代替されると判断いたしました。以上の評価結果から、当地区の都市計画を廃止するものです。

次に D 地区のうち、図の黄色で示しました区域が吹田市豊津町の高川左岸部ですが、現況は宅地などとなっております。こちらにつきましても同様に評価を行いました。本地区は、当初計画では緑道としての整備を予定しておりましたが、高川沿いの緑道に必要な幅は、最低限で堤防の幅分でありますため、今回、堤防法尻より外側に位置する宅地等につきましては、当初計画していた機能の必要性が低いと評価いたしました。以上の評価結果から当地区の都市計画を廃止し、また河川改修などによる地形地物の変更に合わせて、境界線の整理を行うものです。

続きまして、E 地区は、吹田市江坂町の図の黄色で示しました都市緑化植物園南側の区域で、現況は、神社地や道路及び民有地となっております。本地区におきましては、現地精査の結果、現況の地形地物に合わせた境界線の整理を行うものです。

続きまして、F 地区は、豊中市若竹町の図の黄色で示しました中池南側の区域で、現況は農地となっております。こちらにつきましても、同様に評価を行いました。当地区は、中池などの水辺空間と一体となった景観を形成する区域であり、緑地としての景観機能面での存在効果があるため、必要性は高いと判断致しました。次に代替性について評価したところ、風致地区により一定の景観が担保され、緑地として必要な景観機能は風致地区により代替されると判断致しました。以上の評価結果を含め、境界線を整理し、当地区の都市計画を廃止するものです。

以上 6 ヶ所の地区における一部区域の都市計画の廃止、境界線の整理及び面積精査の結果、服部緑地の都市計画面積を、約 141ha から約 138.4ha に変更するものでございます。なお、服部緑地の現状の整備内容や利用形態の変更はございません。服部緑地の都市計画変更案についての説明は以上でございます。

次に、議第 392 号「北部大阪都市計画風致地区の変更」について、説明申し上げます。議案書 1 ページから 3 ページ、資料の 1 ページから 3 ページをご覧ください。風致地区は、都市における水や緑などの自然的景観を維持し、都市環境の保全を図ることを目的に指定するもので、服部風致地区は、昭和 8 年に指定され、現在は約 132.4ha を都市計画決定しております。風致地区については、境界線の整理等により、今回 A から E の 5 地区において、変更を行うものです。

それでは各対象地区の内容につきまして、順にご説明申し上げます。まずは図の赤色で示しました風致地区への追加を行う区域です。A 地区は、服部霊園東側の服部緑地第 1 駐車場内にあり、現況は服部緑地の駐車場となっております。C 地区は、吹田市江坂町の都市緑化植物園内にあり、現況は、植物園の植栽地などとなっております。D 地区は、吹田市芳野町の下高川橋付近にあり、現況は植栽地などとなっております。いずれも服部緑地の区域内に位置しており、服部緑地の区域との整合を図るため、風致地区の

区域へ追加を行うものです。

続きまして、図の黄色で示しました風致地区の廃止を行う区域について、ご説明申し上げます。B 地区は、豊中市若竹町にある若竹池東側の区域で、現況は寺社地などとなっております。C 地区は、吹田市江坂町にある都市緑化植物園南側の区域で、現況は神社地や道路及び民有地となっております。E 地区は、吹田市豊津町にある高川左岸部の区域で、現況は宅地などとなっております。今回、緑地の変更及び以前の都市計画変更などにより、服部緑地の区域外に位置する区域でありまして、維持すべき良好な風致がなく、地区としての必要性は低いことから風致地区の区域を廃止するものです。以上 5 地区において風致地区の境界線の整理及び区域の廃止を行い、さらに地区全体の区域面積を精査した結果、服部風致地区の面積を約 132.4ha から約 137.3ha に変更するものでございます。これらの議案につきまして、地元説明会を開催し、変更内容について説明を行いました。また各議案につきまして、公聴会での公述の申出及び都市計画法第 17 条の案の縦覧に対し、意見書の提出はございませんでした。説明は以上でございます。

【小林 会長】 ただ今、幹事から説明を受けました議案について、ご意見ご質問はございませんでしょうか。それでは、ご意見ご質問がないようですので、表決に入ります。議第 392 号及び議第 393 号を議案どおり承認することについて、ご異議ございませんでしょうか。

【(異議なしの声あり)】

【小林 会長】 ご異議がないようですので、原案どおり可決いたします。次に、昨年度の第 1 回審議会で、知事から諮問がありました大阪府における都市計画のあり方についてご報告いたします。諮問内容について、当審議会に常務委員会を設置し、これまで検討を進めて参りました。それまでの常務委員会での検討内容について事務局から報告させます。

3 大阪府における都市計画のあり方について

【幹事 上溝計画推進課参事】 それでは大阪府における都市計画のあり方につきまして、現在の検討状況をご報告させていただきます。私は都市計画室計画推進課参事上溝でございます。よろしくお願いたします。参考資料 2 から参考資料 5 でございます。

本件は、昨年 8 月 1 日に開催されました平成 26 年度第 1 回大阪府都市計画審議会において、大阪府より本審議会に諮問させていただいた事項でございまして、現在本審議会の下に設置されました常務委員会におきまして、ご議論いただいているところでございます。今後、委員会に答申案を作成頂きまして、今年度末には本審議会にお諮りし、審議会の答申として、とりまとめていただきたいと考えておりますが、本日は現在の常務委員会での検討状況をご報告いたしまして、皆様のご意見を賜りたいと考えておりま

す。なお、この答申につきましては、都市計画区域マスタープランの改定や市街化区域と市街化調整区域の区域区分の変更など、今後の大阪府の都市計画に活かして参りたいと考えております。年度が変わりまして、新しい委員の方もいらっしゃいますので、これまでにご説明いたしました内容を含めまして、改めてご説明させていただきます。

まず、諮問の趣旨についてでございます。人口減少・超高齢社会の進展、国際的な都市間競争の激化など、社会情勢が大きく変化しており、都市政策のあり方を今一度見直すべき時期にきております。また、国際競争に打ち勝つ強い大阪の創造、都市の防災性の向上などの課題に取り組み、既存ストックを効果的に活用した都市の再構築や広域インフラの整備とあわせた計画的な土地利用の誘導などを進めるため、都市づくりに係わる多様な主体の参画を基本とした、都市マネジメントの仕組みを整えていくことが求められております。そこで、大阪府の都市政策を進めるにあたりまして、これらの社会情勢の変化や課題を踏まえ、大阪府における都市計画のあり方はいかにあるべきかを諮問させていただきました。

先ほどご説明いたしましたとおり、本件につきましてご議論ご検討をいただいている常務委員会を設置しておりまして、小林会長をはじめとした 4 名の委員の皆様にご議論いただいているところでございます。昨年度は 3 回の常務委員会を開催いたしまして、年度末の都市計画審議会にて中間報告をさせていただきました。その後、今年度に入りまして、すでに 2 回の委員会を開催させていただいております。検討の進め方としましては、大阪府の現状と課題を踏まえまして、都市づくりの基本目標を設定し、その実現に向けた大阪の都市構造を踏まえた今後の都市づくりの基本的な考え方、さらには、都市づくりの方向性についてご議論いただいております。

それぞれの項目について順にご説明いたします。大阪府の現状と課題につきましては、都市をとりまく社会状況の変化といたしまして、日本全体の人口減少と世界人口の急増、家族形態の多様化とライフスタイルの変化、自然災害の激甚化・広域化などがございます。次に、大阪の強みあるいは長所としまして、関西全体で先進国一に匹敵する人口・経済規模であること、関空や阪神港等の世界標準のインフラが一定整備されていること、環境・新エネルギー産業、健康・医療研究機関の集積などがあげられます。また、弱みあるいは短所としまして、都心から関空までの鉄道でのアクセス利便性が十分でないなどの海外とのアクセス性の悪さ、世界の大都市に比べ、環状道路の整備が遅れていること、都市におけるみどり不足などを挙げております。これらの現状や課題を踏まえ、大阪の都市づくりの基本目標といたしまして、国際的なビジネス環境と国内外の人を呼び込む都市魅力を備え、国際競争に打ち勝つ強い大阪の形成、産業・暮らしを支える都市環境の整備と安全・安心を確保する都市づくりの推進による安全・安心で生き生きと暮らせる大阪の実現、既成市街地の再生と活性化、地域資源を活かした質の高い都市づくりの推進による多様な魅力と風格のある大阪の創造の三つを掲げております。これまでの都市づくりを継承しつつ、これらの基本目標を実現し、都市の成熟化に対応した大阪にふさわしい都市づくりを推進するためには、大阪の都市構造上の特徴を把握し、これを踏まえた都市づくりの方向性を示していくことが必要でございます。

まず、大阪の都市構造上の特徴についてご説明いたします。

自然環境としましては、北摂・金剛生駒・和泉葛城の山系に都心から概ね 30 キロメートルで到達し、その内側に自然豊かな淀川・大和川を有しております。この都市と自然が近接した世界の大都市においても稀有な環境を活かした広域的な都市圏を形成しております。広域のほぼ全域が都市計画区域でございまして、また、市街化区域のほぼ全域が人口集中地区となっており、都心から概ね 40 キロメートル圏のエリアに人口が集中する高密度でコンパクトな都市構造となっております。

交通ネットワークにつきましては、都心から放射状に鉄道や広域幹線道路が整備されております。都心部だけではなく、鉄道沿線や幹線道路沿道を中心に、市街化が行政界を超えて連担し、多様な都市機能を楽しむ都市圏を形成しております。パーソントリップ調査によりますと、8 割の市町村におきまして、大阪市への通勤割合が 20%を超えており、また、休日自由トリップの域外トリップが 40%を超えております。

これは、大阪市を中心として隣接府県の一部を含む一体の圏域が形成され、また複数の市町村からなる圏域が、重なりながら切れ目なく連担していることを表しております。このような都市構造上の特徴を踏まえまして、先ほどご説明した三つの基本目標の実現に向けまして、今後の都市づくりの基本的な考え方として、広域的な都市圏を想定したより質の高い都市づくり、これまでの都市づくりで蓄積された多様な都市機能やサービスを活かす都市の成熟化に対応した都市づくりを目指すことが必要と考えております。そのため、駅等の拠点を中心とした圏域に都市機能を集積させる都市づくりだけではなく、生活者の多様なニーズに対応した都市機能を整え、アクセス性を高めることで都市全体としての魅力を高めていく都市づくりへ転換する必要があります。その実現のためには、民間の取り組みを活かしながら、大阪都市圏の都市構造、高次都市機能ネットワーク型の都市構造、広域生活圏の都市構造の 3 層の都市構造を意識したネットワーク性の高い都市づくりを進めることが必要と考えております。これら 3 層の都市構造につきましてご説いたします。

一つ目の「大阪都市圏の都市構造」は、大阪都心を中心とし、鉄道や広域幹線道路により府県を超えてネットワークされた広域の都市構造でございまして、大阪都市圏の成長を支える空港・港湾やターミナル駅、基幹的な災害医療センター等の広域的な都市機能をネットワークし、国家戦略特区等の成長戦略や防災・観光の府県間連携等の施策の推進に寄与いたします。

二つ目の高次都市機能ネットワーク型都市構造は、都心や地域特性を活かした高次な都市機能が鉄道や道路によりネットワークされた都市構造でございまして、特定機能病院や博物館等の大規模な文化施設などの高次な都市機能を結び、多様で豊かなより質の高い都市生活を実現する都市づくりを進めます。

三つ目の広域生活圏の都市構造は、商業・医療・文化・教育等の中核市レベルの都市機能を鉄道やバス等の公共交通で結ぶ都市構造でございまして、総合病院や中央図書館等の都市機能を確保するとともに、バス等の公共交通の充実等により、生活に身近なところで、一定の都市機能を楽しむながら、より安全・安心に暮らせる都市づくりを進めます。都市づくりの基本目標の実現に向けましては、これら 3 層の都市構造、それぞれに応じ、都市基盤・立地特性・安全・安心・都市魅力の観点から、ネットワークをより重

視した大阪にふさわしいネットワーク型都市構造の強化、多様な主体と連携し、施設や空間、自然環境等を維持・管理・運営する都市マネジメントの推進が重要であり、これら二つを大阪の都市づくりの方向性として掲げております。具体的には、大阪都市圏の成長を支える都市基盤の強化と致しまして、関空・阪神港の機能強化やアクセスの向上、公共交通ストックを活かしたネットワークの充実、環状道路等の物流ネットワークの強化など。立地特性、土地利用状況を踏まえた都市づくりと致しまして、都心部における国際都市としての魅力の向上、既成市街地の再生による多様な暮らしを選択できる都市の形成、都心に近接したベイエリアにおける集客施設の立地促進、自然環境を活用したにぎわいの創出や都市魅力の向上など。

また、都市活動を支える安全・安心な都市の構築といたしまして、近隣府県との連携による応援・受援を支える府県間道路の整備の促進、減災の考え方に基づく総合的な自然災害対策の推進、大規模な災害からの迅速かつ円滑な復興のための事前復興対策の推進など。魅力と風格のある都市空間の創造といたしまして、大阪都市圏内の観光資源と連携した都市づくりの推進、水・みどり等を活かした豊かな空間の創出、豊富な歴史的・文化的資源や自然を活かした都市づくりなどを挙げております。さらに、都市マネジメントの推進につきましては、防災・観光等における近隣府県との連携強化や多様な主体と連携する仕組みづくり、複数市町村にまたがる広域調整・連携の推進や市町村支援の強化・体制づくり、民間組織が公共空間の維持・管理・運営を継続的に取り組むための仕組みづくりなどを挙げております。説明は以上でございます。

【小林 会長】 はい、ありがとうございました。ただ今の説明に対して常務委員会委員の皆様から補足説明等ございましたらお願いします。まず嘉名委員、ございますでしょうか。

【嘉名 委員】 じゃあ少し、これまで常務委員会でも議論させていただいていたんですけども、コンパクトシティという考え方が国も出てきているということですけども、大阪府下で、このことを考えてみた時に、やはりちょっと地方都市のコンパクトシティの考え方と少し違うんじゃないか、冒頭ご説明もありましたけども、市街地がかなり連担している、あるいは、市街化区域の中の大半がD I D区域であると、かなり高密度にできていると、しかも公共交通網もかなり充実しているというようなこともあって、もちろんこれからは人口が減少していくとか、活力が衰えていく地域というのは生じてくるでしょうけども、最低限生活を維持するということは、当然として、ネットワークしていくことで、より良い暮らし、より良い生活というのが実現するような、大阪ならではの都市建造というのを考えていこうというのが主眼にありました。今回、都市計画の理屈でよくあるような、近隣住区論というような施設を配置していくような理想的な都市空間のあり方みたいな考え方ではなくて、生活していく上で必要な施設にどんな形でアクセスできるのかと、それは地域によって相当方法が違うだろうと。徒歩でもアクセスできる、自転車でもアクセスできる、あるいは、バス・電車・いろんな公共交通機関を使うこともあるでしょうけれども、それは地域に応じて、ただ一定程

度の高次都市機能にも一定の時間の中でアクセスできる、そういった利便性の高い都市圏を実現していこうという考え方で、今回、とりまとめさせていただいたということと、都市計画の方針の中としては、かなり珍しいと思うんですが、水・みどり・歴史文化というような、これも大阪都市機能の特徴だと思いますこのあたりを強調させていただいているということだと思っております。以上です。

【小林 会長】 はい、ありがとうございます。加我委員はいかがでしょう。

【加我 委員】 はい、先ほど嘉名先生から最後のほうにありましたが、この大阪の都市圏ということを見ていきますと、一番最初に都市と自然との近接性ということで 30km 圏また人口集中地区が 40km 圏に入っているということを前提と言いますか、その中でこれから成長していく都市づくりの中で、成熟していく都市づくりをどう考えていったら良いのかということは、非常に難しい、初めての課題に取り組んでいるのかと思っております。元々都市と自然が近接している大阪ということで行きますと、我々は都市に住みながら自然からの恵みを受けてきたということと、それに非常に関わってきたというのが古く時代であります。これから成熟した社会の中で、自然を保全・保護していくということを守っていくということと、そこでの健全性、たとえば農地であったり里山であったりといったところの健全性が、ほっておくと低下していくというような状況です。大阪にふさわしいネットワーク型都市構造の強化という中で、生活の場からアクセスして自然にすぐに到達できるということも一つのことだと思いますし、自然をどう育てていくのかということで行きますと、都市マネジメントの推進ということで、府民が若しくは企業が、民間組織がまたは公的機関がといったような多様な主体が連携することによって、自然環境を維持するだけでなく管理・運営をしていく、特に運営していく、関わっていくということが非常に重要であります。そのための仕組みづくりまでまとめることができたというのは、非常に大きなことではないかと思っております。

【小林 会長】 ありがとうございます。それでは何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

【川田 委員】 大阪市の都市計画局長の川田です。ネットワーク型の都市づくりをやっていくということで、これは大阪らしいやり方かなと思っておりますけれど、端的にお聞きをして、これからの議論だとは思いますが、大阪府の役割というのでしょうか、それは都市計画を預かる、都市計画の施策としての役割であったり、実際に色々な所の市町村が、事業をこれからやっていかれるときの、それに対する役割というのを、今後、たぶん検討されていくことだと思うんですが、そのへん、どういうことを考えておられるかというのを聞きたいと思っております。

というのは、たとえば国のほうで、立地適正化計画というので、都市再生特別措置法の中に都市機能誘導区域であるとか、居住誘導区域、そういう法的にエリアの位置づけをしてあげるとか、それに対してコンパクトを目指す整備に対して、まちづくり交付金の

優先配分であるとか、色々な側面で施策を展開して事業のコンパクトシティの実現ということに取り組んでおられるんですけども、これは都市計画のあり方ということなので、これはまだこれからの議論ですけども、ネットワーク型の都市構造を考えていくときに、恐らくこの広域生活圏の都市構造であったり、高次都市機能ネットワーク型の都市構造を考えると、1つの市町村だけでコンパクト化をしても限界があると。我々、国の都市計画の連中とも話をするんですけども、いくつかの都市が鉄道で結ばれて機能を分担しながらネットワークとしての立地適正化ということを考えていくとなると、その各都市間の、いわゆる柔らかな言葉で言うと、連携ということなんですけれども、本当にその仕組みが非常に大事で、それがたぶん単独の市町村でできない部分であるので、その辺を大阪府の施策として、何かきちっとしたものを打ち出して行ってあげると、我々も含めた府下の市町村の立地適正化のようなものが進んでいくのかと、そういうに考えたりもしております、そういうことも併せて大阪府さんの都市計画という観点から取れた施策で、どういうことをこれから考えていこうとされているのかといった面を、少し今の段階でわかる範囲でお聞かせいただければと思います。

【小林 会長】 よろしいですか。

【幹事 池田計画推進課長】 どうもご質問ありがとうございます。計画推進課長の池田でございます。今、川田委員がご指摘のとおり、都市計画法、いろいろなまちづくりの制度については、広域行政体であります大阪府の役割、それから基礎自治体である市町村の役割、いろいろ時代の変化の中で変わってきております。大阪府としては、やはり広域行政体としての役割に軸足を移していくというふうに考えておまして、先ほど、現在常務委員会でご検討をいただいております都市計画のあり方についての概要をご報告させていただきましたが、大きな流れとしては、大阪府としてはすでに一定十分コンパクトな都市構造になっている中で、ネットワーク型の都市構造を強化していくということ。それから都市マネジメントを推進していくといったところを主な目標に行きたいと考えております。従いまして、各基礎自治体・市町村ごとの色々なまちづくりを繋いでいく、広域行政体として繋いでネットワークを強化していく、そういった施策、それから都市マネジメントを進めていく上での色々なご支援ご協力、そういった形のもので具体的な施策のものになっていくのではないかと、現時点では考えております。現在大きな考え方についてご検討をいただいているところでございますので、答申をいただきました上で、具体的な施策に反映させていきたいと考えております。以上でございます。

【小林 会長】 よろしいですか。

【川田 委員】 たぶん今のところはそういう段階だと思いますので、少し蛇足ですけど、先ほど広域マネジメントというのが大事だとおっしゃっていて、我々大阪市内で

も民間の小さなエリアマネジメント、エリアマネジメントという言葉はすごくこれから大事になってきます。ただ小さなエリアでもマネジメントしていくという制度を作ったり、体制を作るといのは結構大変なんですけれど、これから少しネットワーク型のまちのマネジメントみたいなものを、このあり方の中に盛り込まれておられますので、そこに関してはたぶんかなり新しい発想のマネジメントづくり・体制づくり・制度づくりというのは考えて行くことが必要になるかと、ちょっと課題認識なんですけれどそのへんも期待して今後の施策展開というほうに期待したいと思います。

【小林 会長】 ありがとうございます。そのほかございませんでしょうか。はい。

【松本 委員】 府議会議員の松本利明です。去年も基本計画を作るというときに質問をさせて貰ったんですけども、今回は都市計画の中に入らないかなというような気はするんですけど、都市の人口あるいは大阪府全体の都市の規模の人口そのへんがどんなふうな、人の張り付きを予想して考えるのかと。今日の計画を見ていると色々な機能があって、色々な機能をマネジメントされているというんですけど、そこでどんな人口のどんな都市圏ができるかなということが、この都市計画ではそういう議論をされないかというのが、去年もぜひ検討してほしいと。大阪府のたとえば 10 年、20 年先の人口はどれぐらいあるべきだろうと。それぞれの中核市となる都市では、どれぐらいの規模の人口を誘導するとか、あるいは結合をするとか、何かそういう予想的なことをどんなふうにかえたら良いのかということ、実はさせていただいたんですけど、その都市の人口に関して、どんなふうにかえられるのか、説明をいただきたいと思います。

【幹事 池田計画推進課長】 ありがとうございます。都市計画につきましては、大阪府として都市計画ごとの区域マスタープランというのを策定いたします。その中で区域ごとの一定の将来人口での設定をするようになっておりますが、都市計画は都市計画として単独で設定するものではなくて、色々な上位計画に基づいて設定することになっております。大阪府全体といたしましては、今現在、企画室を中心に大阪府の人口ビジョンのご検討をいただいておりますので、そういった府全体の枠組の中で、都市計画として設定すべき事項を考えていくという流れになっているように思っております。以上です。

【松本 委員】 それでは具体的に例えば中核市みたいな周辺のネットワークの中心にまちがあると、これは大体どれぐらいの大きさで、どれぐらいのまちを想定されているのかというのだけでも、もし具体的な考え方があれば教えてほしいんですけど。

【幹事 柴崎都市計画室長】 都市計画室長の柴崎でございます。先程来ご説明させていただいた広域生活圏の中で中核市レベルと申し上げました。これは常務委員会の中で人口規模で設定したというよりは都市機能として、一定答申の素案であります 14 ページにありますけれども、広域生活を考える都市機能の例ということで、総合病院とか文

化施設、中央図書館というような、そういったものに 30 分程度でアクセスできるような、そういった地域を指しております。先生の地元茨木市であれば、やはりそれが茨木市がそういう広域生活圏になるんでしょうけれども、たとえば茨木市であっても、北部の摂津富田に近いような地域であれば、むしろ広域生活圏としては高槻の摂津富田のほかに近いものがあるとか、そういったようなイメージで市町村を越えて、そういった生活圏ができていて、そういうものをこういった広域生活圏という捉え方をしております。それが中核市レベルですけれど、人口規模でいいますと中核市レベルといえますと 20 万～30 万のようなイメージですけれど、必ずしも人口だけにとらわれてこういった設定をしているのではなくて、生活圏として市域を越えて、連帯してやってきている、そういうことを意識したネットワーク型のまちづくりを進めていく必要があるというのが常務委員会の議論でございます。

【小林 会長】 いいですか。そのほかたくさん挙がりました。じゃあ、上がった順番にいきましょう。

【杉本 委員】 すみません、府議会議員の杉本です。せっかくの機会ですので、ちょっとお伺いしたいんですけども、これは府の皆さんか、常務委員の皆さんかどちらでも良いんですけども、私、常々ちょっと思っていることがあります。

2 点の観点があるんですけども、この都市計画のあり方にも書いているんですけども、大阪から企業がどんどん出て行くという中で、住工混在のこととかも書いているんですけども、これは肌感覚なんですけれども、よく起業家の皆さんと話をしていると、やはり産業用地がないと、産業適地というんですかね。特にこれは内陸の産業用地がないと、湾岸部は別ですけども内陸の産業用地がないということが、起業されている中で一つ問題になっていると。大阪から出て行かざるを得ないという話も出てくるということでこのへんの認識をお伺いしたいのと。

それと人口の集積というか、例えば、一つの市町村を見ても、市町村の中に高齢者ばかりが住んでいる地域と、いわゆる例えば土着のずっと先祖代々で住んでいるようなところといたら、年寄りしかいないのですよね、若い人といたらミニ開発されているようなところとか、駅前とかそういった開発地域に若い人はどんどん集まると。一つの自治体の中でも年寄りが住む地域と若い人が住む地域、また、うちの市の中でも市街化と市街化調整区域がありますけれども、調整区域なんかは年寄りしかいないということで、非常にこれは問題になっているのですね。例えば、30 年前の住宅地でも 30 坪ぐらいの小さな住宅地が 100 軒ぐらいあるようなそんな開発をされるようなところ、駐車場もないとそんなところはどんどん歯抜けが起こっていると。

100 坪とか割といい住宅は資産価値があれば高いところは人が移って、また子どもさんがそこで住んでということはあるんですけども、そういった 30 坪ぐらいのところはどんどん歯抜け、もしくは年寄り、もしくは低所得者の人というようなことで、非常にこれは問題ではなからうかと思っているのですけれども、そのへんの認識は少しお伺いしたいのですけれども。

【小林 会長】 どうですか。

【幹事 池田計画推進課長】 2 点ご質問いただきました。ありがとうございます。

1 点目の産業用地の件でございますが、計画推進課の課長をさせていただいているのですけれども、計画推進課は今年度からスタートしまして、従来の市街整備課と総合計画課が一つの組織になったものです。従来、市街地整備課で所轄しておりました箕面森町、箕面の北部の丘陵の開発も所管しておりまして、その中で企業誘致の仕事もさせていただいています。実際、企業誘致で企業さんのお話も聞かせていただくことがあるのですが、ご指摘のとおり、大阪府の中で産業用地が少なく近隣兵庫県とか滋賀県とか、そういうところへ行くと。逆に言いますと、箕面森町のように大阪府の中で企業用地が造成されることは非常に歓迎されているように感じております。ですから、市街化区域、市街化調整区域の中でも企業適地になる部分につきましては、適切な土地利用が図れるという前提で、これからも大阪府の中でも関係部局とも連携しまして、また、市町村の方々とも連携しまして確保できるように考えていきたいと思っております。そういった考え方につきましては、現在常務委員会でも議論していただいています都市計画のあり方の中でも、住宅系の市街化区域の拡大というのは人口減少の時代の中で抑制すべきということにはなっておりますが、産業用地の確保については検討していくという形でご議論いただいているところです。

2 点目の郊外住宅地ですとか、調整区域の集落ですね、そういったところのまちの維持というのでしょうか、コミュニティーの維持といいますか、そういったことにつきましても、今の都市計画のあり方の中でもご議論いただいているところでございます。地域特性を活かして郊外住宅地ですとか、集落地についての定住魅力を向上させていくということも、目標の中に掲げいただいているところです。具体的な方策につきましては、これにつきましては市町村の皆様ご担当の皆様、大阪府の中の関係部局とも連携して、具体化できるよう検討を進めていこうと思っております。以上でございます。

【杉本 委員】 すみません、あり方で検討していくということですが、この資料では現段階ではそういったことを読み取れないので質問したので、ぜひそういった観点も重要だと思っておりますので入れて頂いたらと思います。

【小林 会長】 はい。そのほか。

【松本 委員】 千早赤阪村の松本でございます。本村は皆さんご承知のとおりでございますが、昨年 4 月に、府内ではじめて過疎地域の公示を受けまして、現在、過疎自立促進計画を作り、一日も早く過疎からの脱却を図るため、人口 1,000 人増、税収 3 億円の増を目指して、いろいろな取り組みを推進しているところでございます。

本村の現状と申しますと、人口よりも猪の数が多いというふうなところでございまして、村域の全域が、平成 7 年都市計画区域に編入されまして、村域の約 96%が市街

化調整区域に指定されております。市街化区域におきまして本来開発を誘導すべきところがございしますが、誘致すべき適地がなく、また昨年度の新築住宅の軒数が 2 軒でございまして、調整区域が 1 軒、市街化区域が 1 軒しかございませぬし、約 6,000 人の人口に対しまして、新生児の数が 15 名という状況でございまして。

更に、市街化調整区域の集落では村民の転出が非常におおございます。それはどういう意味かと申しますと、家を建てようとしたしましても、農転が非常に難しい、あるいは調区の協議等がございまして、建築したいと思っても、確認申請が取れるまで約 5 年ぐらいかかると、そういうことで、ほとんどの各家の若い人は新築するよりも早い建て売りを買うという格好でどんどん出て行ってしまいますので、子どもが生まれぬ。そういうことでございまして、長期間このような状況が続くと、廃村化が進むことが危惧されると、そういう状況でございまして。

それで、こういうふうな中で、私どもの村で非常に重要な課題となっておりますのは、市街化調整区域の土地利用について、土地計画要件に満たぬ小規模な開発、いわゆる転入者あるいは地元の子もたちが家を建設することが可能になるような方法はないだろうか。特にいわゆる 1 軒、2 軒の家が調整区域の中で簡単に建てられるような方法が、私どもの村の過疎対策としては非常にありがたいということで、良好な村作りのために、都市計画のあり方を是非ともそういういわゆる調整区域の中で地区計画を利用しないでも 1 軒ないし、2 軒の家が建てられるという都市計画のあり方を、今後とも是非ご検討願いたいと思っております。

勿論、過疎の村の願いでもございまして、またこの願いは、私ども町村長会の会長を、私はさせていただいているのですが、周辺の町のトップの皆さんも同じような願いでございまして。是非こういう田舎で開発もできぬと、ただ人口が減るのを、手をこまねいてじっと見ているのは非常に我々としては苦しいことでございまして、調整区域の中でも、少しずつ家が建てられるような方策をぜひお考え願えないかなと。それが進みますと、それだけでなく勿論先ほど皆さんも申されたとおり、私どもの村は、今高齢化率が約 40%でございまして、全国に 930 町村ございまして、ちょうど 170 番目に高齢化が進んでいるというところではございまして、大阪で、ぜひ私どもの村も今一度過疎から元に戻りまして、まともな村の運営をしたいと思っておりますので、ぜひそういう面で都市計画のあり方を、今後とも我々のような過疎が進行している町村にも、少しずつ日の当たるようなあり方を考えていただけないかと思っております。以上です。

【小林 会長】 はい、お願いします。

【幹事 池田計画推進課長】 ご意見ありがとうございます。ただ今、松本委員からのご指摘の内容につきましては、先ほどの杉本委員のご質問へのご説明と重なるところがございまして、都市計画のあり方全体について、常務委員会でご議論いただいております。その中でも郊外住宅ですとか、集落地における定住魅力というのは、大阪府の都市づくりの基本目標として位置付けをして頂いているところでございまして。その中であり方全体の中で、具体的な施策までご検討いただくということではなくて、大きな枠組み

を答申として頂戴するというふうに考えておりました、頂戴する答申の内容、それから、ただ今ご指摘いただいたような内容、そういったものを踏まえまして、部局として具体的な施策について、市町村の都市計画部局の方と一緒に、また大阪府の関係部局とも連携して検討を進めて参りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【小林 会長】 この件に関しまして、常務委員の先生、もし補足することがございましたら。ないですか。

【嘉名 委員】 常務委員のほうから、少しコメントさせていただきたいと思います。今ご指摘いただいた点は、常務委員会でももちろん重要な課題だというふうには認識しております、今回大きな方針ということで、先ほどから委員さんからもご質問いただいていた。あまり具体的な施策を出していないと、これはそういうやり方、今回は大枠の答申をさせていただくという位置付けなのということなのですが、実際には少しアイデアレベルではいろいろ議論はしています。ただ、それは答申の中には含まれないということなのですが、今例えばご指摘いただいた点に関しては、これは実は都市計画の中だけでもなかなか対応することが難しく、いわゆる農地を含んだ土地利用のあり方ということも考えないといけない。つまり、都市計画と農地との関係性も一体的に考えていかないといけないという課題もあって、このあたりもどこまで書き込むかみたいな議論もあったのですが、今回、比較的あんまりそういうことを気にせずに、次の都市計画のあり方ということだから、農地も一体的に考えましょうということも少し盛り込ませていただいているというのがあります。

全国的には、例えば兵庫県は特別指定区域制度ということで、調整区域の利用をしやすくする方法をとっていたり、あるいは大阪府下でも箕面市さんや堺市さんが、地区計画のガイドラインの中で、いわゆる既存の集落の活力を維持していくための土地利用のあり方ということで、調整区域で一定開発を認めていくことも検討はされています。

ただ、両者とも共通しているのは、いわゆる調整区域の土地利用方針というのをきっちり決めていこうという考え方ですね。それは農地も含む形で考えていこうというのが、大きな考え方だと思います。全国的に見れば、いわゆる土地利用条例というようなものも作られている市町村さんもありますけれども、いわゆる都市計画の枠はちょっと超えてしまう部分はあるのですけれども、いわゆる土地利用の構想を立てていただいて、その中で都市的土地利用を必要などころには地区計画とか、必要な手立てを打っていくというようなこと、やはりそうしないとこれは学会なんかでも時々報告があるわけですけど、やはり資材置き場になったりとか、勿論、意図したようなことも起こるのだけれども、意図しなかったことも起きるといことがあって、やはり適正なコントロールの中で活力維持していくという方法が必要ではないかというふうに考えています。

今日のご指摘を踏まえて、また答申案についても考えさせていただければと思っておりますありがとうございます。

【小林 会長】 ありがとうございます。そのほかの意見はございませんでしょうかよろしゅうございますか。それでは引き続きまして、都市計画区域マスタープランの改定について、幹事から報告があります。

4 都市計画区域マスタープランの改定について

【幹事 上溝計画推進課参事】 それでは都市計画区域マスタープランの改定について、ご説明いたします。参考資料 6 でございます。

本件につきましても、次回以降の本審議会で付議させていただく予定でございますが、都市計画区域マスタープランは、都市計画を定める上できわめて重要なものでございますので、事前に現時点での検討状況をご報告させていただきます。

都市計画区域マスタープランは、都市計画法第 6 条 2 に規定される都市計画区域の整備・開発及び保全の方針のことでございまして、大阪府国土利用計画などの上位計画を踏まえ、都市計画の基本的な方針等を定めるものでございます。

大阪府や市町村が定める都市計画や市町村が都市計画の指針として定める都市計画に関する基本的な方針、いわゆる市町村の都市計画マスタープランは都市計画区域マスタープランに則することとされております。

今回改定致します北部、東部、南部それぞれの都市計画区域マスタープランにつきましては、平成 32 年を目標年次として、平成 23 年 3 月に策定されております。

内容としましては、都市づくりの将来像と基本方針、土地利用に関する方針、都市施設の整備に関する方針、市街地開発事業に関する方針、都市環境、都市景観に関する方針などの事項を定めており、土地利用に関する方針におきまして、区域区分の決定に関する方針が定められております。この区域区分の決定に関する方針につきましては、目標年次を平成 27 年としておりますことから、今回目標年次を平成 32 年とする改定を行うものでございます。主な内容としましては、第 7 回区域区分変更の実施、目標年次における市街化区域における市街化区域の規模、市街化区域への編入を保留する区域の設定、この 3 点を記載する予定でございます。

一つ目の第 7 回区域区分変更の実施につきましては、平成 25 年 8 月に策定致しました第 7 回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針に基づき、基本的な考え方を記載したいと考えておりまして、都市計画区域マスタープランの改定と併せて実施する予定でございます。この基本方針につきましては、平成 25 年の第 1 回大阪府都市計画審議会においてご報告させていただいておりまして、その概要版を参考資料 7 としてお手元に配布させていただいております。なお、大阪府では概ね 5 年に 1 度区域区分の変更を実施しております。

区域区分の変更に係る基本的な考え方でございますが、市街化区域への編入につきましては、本格的な人口減少社会の到来と社会経済情勢の変化を踏まえまして、主要幹線道路沿道において、産業系土地利用を誘導する区域や市町村マスタープラン等に地域の生活拠点として位置付けられた鉄道駅等の徒歩圏にある住宅系土地利用を誘導する区域を対象として市街化区域への編入を進めるといたします。

また新たに市街化区域へ編入する区域につきましては、みどりの大阪推進計画と整合した緑化の目標を設定し、みどりの保全、創出に取り組むといたします。さらに市街化区域に指定されている区域のうち、計画的な市街地整備の見込みがないものにつきましては、市街化調整区域への編入を進めるといたします。

二つ目の目標年次における市街化区域の規模につきましては、概ねの人口、産業規模、市街化区域の規模を記載いたします。現行では平成 27 年を目標年次としておりますが、大阪府の人口推計、第 4 次国土利用計画、第 7 回区域区分の変更の内容を反映し、目標年次を平成 32 年とする数値を記載いたします。

三つ目の市街化区域の編入を保留する区域の設定につきましては、現在進めております第 7 回区域区分の変更では、市街化区域へ編入しないものの、平成 32 年までに事業実施が見込まれるものを保留区域として設定いたします。これら保留区域につきましては、農林業等との調整が完了し、計画的な開発事業が実施されることが確実になった時点で、随時、市街化区域へ編入して参ります。

今後のスケジュールでございますが、都市計画の案をとりまとめまして、それに対する市町村への意見照会や都市計画法第 17 条に定められております縦覧を経て、次回以降の本審議会に付議いたします。ここでご承認いただきましたら、国との協議を行い、年度末にも都市計画決定して参りたいと考えております。説明は以上でございます。

【小林 会長】 ただ今の説明に関しまして、何かご質問ご意見ございますでしょうか。はい。

【橋本 委員】 府会議員の橋本でございます。これはご説明いただいた件では、府議会でも色々ご質問させていただいたことがあるのですけれども、2 点質問させていただきます。

まず 1 点ですけれども、区域区分変更の実施について、鉄道駅等の徒歩圏という位置付けの中で、鉄道の駅周辺の徒歩圏で、本当に調整区域が残っている地域があるのかということを以前にお聞きをしたことがあって、本当にわずかな駅数しかなかったという記憶がしているんですけれども、あえてこういう駅の徒歩圏という位置付けをする必要があるのかということをお尋ねしたい。

それと市街化区域への編入を保留する区域への設定についてなんですけれども、これについて、これ新たな規制につながる大阪府のマスタープランの中で、規制につながるようなことになりかねないのではないのかなという疑問を少し抱くのですけれども、もう少し詳しい説明をいただきたいなと思います。

【小林 会長】 はい、お答えをよろしく申し上げます。

【幹事 上溝計画推進課参事】 まず、1 点目の駅周辺を設定するという件についてでございますけれども、まず一つは必ずしも駅だけではなく、市町村マスタープラン等に地域の生活拠点に位置付けられた所について、設定していこうということで、また全て

の駅が指定されているわけではございません。そういうところについては残っているという認識でございますので、意味がないということではないかと思っています。

もう一つの保留区域の設定につきまして、こちらは現時点では、十分な事業化の見込みがないというところについては、保留という形にさせていただいておりますけれども、事業化が見込まれるというような段階になりましたら、速やかに市街化区域に指定する手続きをしていきたいと思っております。

【小林 会長】 はい。

【橋本 委員】 再度、質問させてもらいます。この鉄道等の徒歩圏の言葉をそのまま使われますか。これやっぱ、鉄道駅等の徒歩圏という部分は、削除されたほうが良いのではないかと前々から言ってまして、以前は確か 500m 圏内とか、そういう言葉が使われていたのですよね。それを徒歩圏という言葉に変えられているんですけども、ここについては検討していただきたいと思えます。

もう一つは保留する区域の設定について、もう一度お尋ねしたいんですけども、例えば、市町村からいろんな形での都市計画の相談があった場合に、そのときに一旦検討しにくいから保留する区域の設定という部分、区域のところに入れ込むというような位置付けでお考えなんでしょうか、もうちょっと詳しくご説明いただきたいんですけども。

【小林 会長】 それではご質問のところ、よろしくお願いします。

【幹事 柴崎都市計画室長】 2 点目の保留フレームの設定でございますけれども、本来、市街化区域に編入するような土地柄であることは、皆さん分かっているんですけども、具体的に市街化、例えば企業さんが来るのであれば、企業名がはっきりしていないとか、農業委員との調整がまだついていない、というようなところで都市計画決定まで至るには、まだそこまで蓋然性がない具体性がないというものについては、都市化を随時、市街化を随時、編入できるようにとりあえず保留フレームという形で、随時そういう調整が付き次第編入すると。基本的に線引き 5 年に一度になりますので、5 年間待っていることがなかなかできない。ただ今すぐ、都市計画の中で市街化区域に編入ができない。そういうようなところを保留フレームを使って、随時編入できる状態にしておくというのが保留フレームですから、むしろ規制ではなくて市街化をするための手前の状態を維持していくというのが保留フレームの考え方でございます。ですから、新たな規制という考え方ではないと思っています。

それと、こちらのほうの参考資料の 7 でございますけれども、この基本方針については、平成 25 年の都市計画審議会の中でのご議論で決めさせていただいて、今回線引きはこの方針に基づいてやっておりますので、いまここで鉄道云々をなくすといったそういうご議論はなかなかできないと言いますか、今、平成 25 年の時点での承認事項でございますので、その次の仮にそういったこういう線引きのあり方について考えるということになるのかと、あえて言いますと、都市計画のあり方の議論されている中に含めて

ご議論させていただきたいと思います。

【橋本 委員】 この保留する区域の設定については、本当に市町村の都市計画、まちづくりの阻害になるようなことのような使い方にならないことだけはよろしく願います。以上です。

【小林 会長】 はい、ありがとうございました。そのほか、ご質問ご意見ございませんか。よろしいですか。はい、それではご意見ございませんようですので、以上で本日の審議を終了させていただきたいと思います。

本日ご審議いただきました議案につきましては、直ちに事務局に必要な手続きを進めさせます。委員の皆様方には、議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。では事務局にお返しいたします。

【司 会】 長時間に渡りますご審議ありがとうございました。本日のご審議を踏まえまして、大阪府において必要な手続き等進めてまいります。以上をもちまして、平成 27 年度第 1 回大阪府都市計画審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

午前 11 時 25 分閉会